



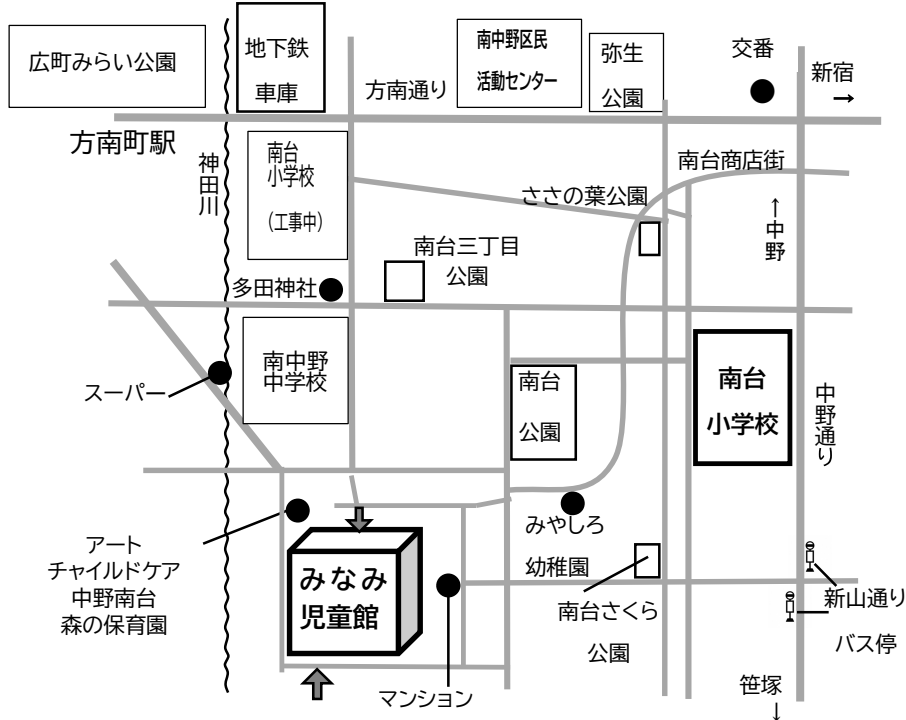
つながろう！南台



児童館は、地域の皆様のご協力で、さまざまな活動、交流事業に取り組み、関係機関と連携して地域協議を進め、子育て支援のネットワークを作っていきます。

- 乳幼児親子事業へのご協力
ママカフェ、いろいろな活動・お楽しみ会等への協力
- 定例活動へのご協力
地域のボランティアのご指導による、フラダンス、ベーゴマ、工作活動など
- 町会、南台小学校、PTA、キッズ・プラザ新山、保育園等、地域と一緒に取りくむまつり「かっぱまつり」(かっぱまつり実行委員会主催)
- ◇ボランティア活動の支援や、職場体験の受け入れ(南中野中学校、他)
- ◇青少年育成南中野地区委員会との連携
- ◇南中野中学校区地区懇談会の実施

(南中野児童館、次世代育成委員とともに事務局を務めています)



- 中野通りバス停「新山通り」から徒歩10分
- 東京メトロ丸ノ内線「方南町」東口から徒歩10分

中野区立 みなみ児童館

利用案内

みなみ児童館の
イメージキャラクターは
かっぱです



児童館は、乳幼児親子から小学生、中学高校生までの児童生徒が利用できる施設で、地域の交流と活動の拠点となっています。

地域の皆さんとともに、地域ぐるみで子どもたちを見守り、子どもの育ちや子育てを支援しています。



♡開館日、開館時間

火曜日～金曜日 午前 10時から午後 6時まで
土曜日、学校休業日 午前 9時から午後 5時まで

♥児童館の休館日

日曜日、月曜日、国民の祝日、年末年始

中野区立みなみ児童館

所在地 中野区南台5-15-3

電話 03-3382-7399 FAX 03-3382-7472

メール minamijidoukan@city.tokyo-nakano.lg.jp

児童館の利用にあたって

みなみ児童館では、皆さんが安全に利用できるように、年齢別（乳幼児親子・小学生以上）で、遊べる時間や場所を分けています。

利用者カードの提出をおねがいします

「乳幼児親子用」「小学生以上用」があります。緊急時の連絡等に必要ですので、初回の利用の際にご提出をお願いします。

小学生、中学生の利用について

○いろいろな遊びができます



1階のホールでは主に体を使った遊び（ボール遊び、卓球、カラーつきみ、フラフープ、けん玉、コマ・ベーゴマ回しなど）ができます。

ロビーでは、ボードゲームやパズル、お絵かきなど静かな遊びができます。

2階の図書コーナーでは、本や漫画をのんびり読んだり、勉強もできます。電子ピアノもあります。



児童館の庭では、砂場、滑り台があり、砂遊びやバトミントン、一輪車などが人気です。



○**児童館にはルール、約束があります**（例：持ち物は自分で管理する。高価な遊具や必要のないお金は持ってこない等）掲示等でお知らせしています。わからないことは、児童館職員にお気軽におたずねください。

○定例的な活動や行事もいろいろあります

「かっぱのてがみ」を読んで参加してください。

※「かっぱのてがみ」は、

みなみ児童館の定例活動や行事の予定、子どもたちの様子などを地域にお知らせする、みなみ児童館のおたよりです。

南台小学校のご協力で、毎月、全児童に配布しています。親子でよく読んで、児童館を利用し、いろいろなことにチャレンジしてみてください。

事前に申し込みが必要な行事もあります。

乳幼児親子の利用について

♡「子育てひろば」

小中学生が学校に行っている時間帯は、1階ホールにある乳幼児向けの遊具でのびのびと遊べます。親子で楽しく遊んだり、親同士で情報交換をして、お友だちを作りましょう。

♡子育てなかま作り支援事業「パンダちゃんタイム」



◎水曜日・金曜日の午前11時から11時45分

1階ホールで、体操や手遊び・パネルシアターなどを楽しみましょう。適時、季節行事やお楽しみイベント、講座・講習会を行っています。

♡サタデープロジェクト「どようびパンダ」

◎月1回土曜日の午前11時から11時30分

親子で一緒にできるプログラムを実施します。パパの参加も大歓迎です！

♡乳幼児親子専用ルーム「ほっとルームみなみ」（2階）



静かに遊んだり、授乳、おむつ替え時にご活用ください。

閉館30分前までいつでもご利用いただけます。

※くわしくは「かっぱのてがみ」を読んでください。

子育てに関する相談



お子さんに関して気になること、心配ごとなどがありましたら、児童館職員にも声を掛けてみてください。内容によっては、南部すこやか福祉センター、その他の関係機関におつなぎします。また、みなみ児童館で講座・講習会を実施するほか、他の施設での講座のご案内もします。

学童クラブ

みなみ児童館は「多田学童クラブ」（公設民営）を併設しています。

保護者の就労等で放課後に適切な保護を受けられない児童が対象です。事前に利用申請、審査等の手続きが必要です。

詳しいことは、児童館へお問い合わせください。

